

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第35条 通信連絡設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-3
提出年月日	令和5年6月6日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230214-12	1	取りまとめた資料-3) 通信連絡設備を配備(保管)している「中央制御室付近」の具体的位置・内容を資料内に示すこと。	R5.2.14	回答済	R5.3.23 ヒアリング	「中央制御室付近」の記載については、他条文との整合を図り、「原子炉補助建屋」と変更しました。通信連絡設備を配備(保管)している位置について、参考12 参考第12-1図主要な通信連絡設備の配置図に保管箇所を記載しておりました。	第475回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 p.35-106 第475回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 p.35条-参考-33	
230214-13	2	取りまとめた資料-3) 2-2設備または設計方針の相違にて、泊発電所の各設備の設置場所を記載すること。	R5.2.14	回答済	R5.3.23 ヒアリング	取りまとめた資料-3) 2-2設備に各設備の設置場所を記載致しました。	第475回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 p.35-取りまとめた資料-4	
230214-17	3	比較表35-38) 管理事務所の通信鉄塔を用いる無線系回線について、相違理由欄に先行プラントの実績について記載すること。	R5.2.14	回答済	R5.3.23 ヒアリング	管理事務所の通信鉄塔を用いる無線系回線について、相違理由欄に以下線部の記載を追加致しました。 女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔(伊方、川内、玄海、島根と同様)	第475回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 p.35-42	
230214-18	4	比較表35-43) 第2.5-1表「多様性を確保した専用通信回線」中で制限欄が「×」となっている設備に対して、※の説明を付記すること。	R5.2.14	回答済	R5.3.23 ヒアリング	第2.5-1表「多様性を確保した専用通信回線」中の※の説明を以下のとおり追加致しました。 ・制限※2 ・×※3	第475回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 p.35-49 第475回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 p.35条-20	
230214-19	5	35条-22) 図2.6-1図において、DGの負荷に衛星電話設備(固定)を乗せるのであれば、そこも茶色(負荷との明示)で表示すること。	R5.2.14	回答済	R5.3.23 ヒアリング	図2.6-1図の表現を見直し、負荷であることをわかるように致しました。	第475回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 p.35-51 第475回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 p.35条-22	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230323-04	6	比較表35-9他全般) ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3)その他の主要な構造の(ad)通信連絡設備欄では、「通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備(発電所内)、データ伝送装置(発電所内)、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送装置(発電所外)から構成される。」と記載しているものの、その後段パラグラフでは「また、緊急時対策所への事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システムのうちデータ伝送装置(発電所内)を設置する設計とする。」と修飾した記載としているが、同一機器を指しているのか不明瞭であるため、整合性のある記載表現について検討し説明すること。	R5. 3. 23	本日回答		記載の整合性の観点から、「安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所内)は…」という記載を見直し、設備総称を述べる際には「データ伝送設備(発電所内)は…」や「データ伝送設備(発電所外)は…」という記載に修正実施致しました。 なお、34条他「緊急時対策所」で用いる設備総称(安全パラメータ表示システム(SPDS))が、35条他「通信連絡設備」で用いる設備総称(データ伝送設備(発電所内)、データ伝送設備(発電所外))を統括した表現であることから、34条他「緊急時対策所」まとめ資料にて、設備総称の包含関係を図示することと致しました。(2023年5月16日 緊急時対策所ヒアリングにて回答済み)	【35条修正分】 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r. 8.0)』 p. 35-取りまとめた資料-5, 9, 10 (他, 35-11, 12, 21, 22, 24, 25) 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r. 8.0)』 例) p. 35条-3, 4 (他, 35条-6~8) 【62条修正分】 資料2-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r. 8.0)』 p. 62-取りまとめた資料-5, 18 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条(SA62r. 8.0)』 p. 62-12 【技術的能力1.19分】 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等(SAT119-9 r. 8.0)』 p. 1.19-取りまとめた資料-5	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230411-23	7	<p>本体 添58-68) 管理事務所の耐震性について確認の上、説明すること。</p> <p>【第489回ヒアリング 第58条 計装設備について】</p>	R5. 4. 11	本日回答		<p>前回提出した資料においては、耐震性を確保している3号炉原子炉補助建屋内に非耐震の管理事務所が収容されている様に記載されておりましたが、それぞれ別の建物ですので、記載のレイアウトを3号炉原子炉補助建屋と管理事務所に分けることで記載の適正化を図りました。</p> <p>62条の適合性の観点では、管理事務所を通る通信ラインにて、有線系回線による発電所外へのERSS伝送は、耐震性を有する衛星アンテナ・衛星系回線により耐震性を確保しております。</p> <p>また、本店へのプラントパラメータ共有については、有線系回線(非耐震)・衛星系回線(耐震)からデータ送信している統合原子力防災ネットワークを介して、ERSS伝送パラメータを監視することが出来る端末を本店に別途配備していることから、重大事故時においても本店でプラントパラメータを確認できる設計としております。</p> <p>さらに、耐震性を確保した衛星電話設備(FAX)にて本店へのパラメータ共有が行える設計としており多様性を有する設計としております。</p>	<p>【35条修正分】</p> <p>資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r. 8. 0)』 p. 35-48, 59 (他, 35-83, 91, 112, 113)</p> <p>資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r. 8. 0)』 p. 35条-19, 28 (他, 35条-参考-15, 22, 38)</p> <p>【62条修正分】</p> <p>資料2-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r. 3. 0)』 p. 62-補足-54, 81, 96</p> <p>資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条(SA62H r. 8. 0)』 p. 62-3-14, p. 62-4-8 p. 62-5-12 (他, 62-8-8, 17, 32, 39, 55)</p> <p>【技術的能力1. 19分】</p> <p>資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 19 通信連絡に関する手順等(SAT119-9 r. 8. 0)』 p. 1. 19-69, 84</p> <p>資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等(SAT119 r. 8. 0)』 p. 1. 19-41, 52</p>	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。